



# 平成27年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やケガをしたときに安心して医療を受けていただくための制度で、国・府・市の負担金など加入者の保険料によって医療費がまかなわれています。市では、平成27年4月1日現在で、12,948世帯、21,722人が国保に加入されています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

### 保険料の負担

国民健康保険に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。医療分は加入者の医療にかかる分、支援分は後期高齢者医療を支える分です。また、介護分は40歳から64歳までの国保加入者(第2号被保険者)にかかる介護保険分です。

### 保険料の負担

医療費の見込額から、また「支援分」の保険料は後期高齢者の医療にかかる費用から、「介護分」の保険料は社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金に要する費用から、それぞれ国・府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担しあうものです。

### 保険料の率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれ所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成27年度保険料の率(単価や率などのこと)は、表(1)をご覧ください。

表(1)平成27年度保険料の料率

	区分	平成27年度	平成26年度	差引
医療分	所得割率	7.69%	7.69%	0%
	均等割額	22,610円	22,610円	0円
	平等割額	25,200円	25,200円	0円
	賦課限度額	520,000円	510,000円	10,000円
支援分	所得割率	2.95%	2.95%	0%
	均等割額	8,630円	8,630円	0円
	平等割額	10,100円	10,100円	0円
	賦課限度額	170,000円	160,000円	10,000円
介護分	所得割率	3.12%	3.19%	▲0.07%
	均等割額	8,570円	9,920円	▲1,350円
	平等割額	6,920円	8,210円	▲1,290円
	賦課限度額	160,000円	140,000円	20,000円

### 保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、それぞれ受ける医療などの内容は同じです。そのため、保険料には負担の限度額が設けられて

### 保険料の計算方法

保険料は、加入者の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「平成27年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届きましたら、その内容について表(1)・表(2)・裏面の表(3)を参考に、ご自身で計算してみてください。

### 保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で再計算し、届出の翌月以降に平成27年度国民健康保険料納入決定・更正通知書を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく、国保の資格を取得した月から資格を失った月の前月までの計算となります。

### 保険料の軽減

所得が一定額より少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告など所得の申告をお願いします。判定基準は裏面の表(3)をご覧ください。

### 保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「平成27年度過年度新規分」として賦課されることとなります(通知書は、過年度新規分と平成27年度分の2通または3通送付される場合があります)。

### 保険料の特別徴収

平成27年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成27年4月支給分の年金から始まっています。4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収取扱通知書」を送付しています。特別徴収の対象となるのは、

- 国保加入者全員が65歳以上の世帯
- 年金支給額が年額18万円以上

### 保険料の特別徴収からの変更

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関へ

- ・被保険者証
- ・印かん
- ・口座振替依頼書控え

が必要で、7月末までに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

②国保医療課への届出

- ・通帳、通帳届出印
- ・被保険者証または平成27年度国民健康保険料納入決定・更正通知書

の届出後、国保医療課窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。

①金融機関への届出

- ・口座振替への変更は

この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。

ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されている場合は、引き続き口座振替により納付していただけます。

○介護保険料と国民健康保険料の合計金額が、年金支給額の2分の1を超えない

この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。

ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されている場合は、引き続き口座振替により納付していただけます。

○介護保険料と国民健康保険料の合計金額が、年金支給額の2分の1を超えない

この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。

ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されている場合は、引き続き口座振替により納付していただけます。

○介護保険料と国民健康保険料の合計金額が、年金支給額の2分の1を超えない

この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。

表(2)平成27年度保険料の計算方法

保険料=医療分+支援分+介護分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※賦課総所得金額=総所得金額-基礎控除金額(330,000円)

※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります

※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	27,900円	10,700円	4,600円	43,200円
111万円	5割	106,400円	40,900円	32,000円	179,300円
174万円	2割	182,800円	70,300円	56,300円	309,400円
300万円	-	298,300円	114,700円	98,700円	511,700円
600万円	-	520,000円	170,000円	160,000円	850,000円

※保険料軽減の判定基準は裏面の表(3)に記載しています

### 還付金詐欺にご注意ください!

市職員や社会保険庁職員などを名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」などと言葉巧みに誘い出し、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。城陽市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込先に振り込みますので、電話で返金をお知らせすることはありません。ATMから返金することは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。

- ① あわてない、動揺しない
- ② 必ず本人や関係行政機関に連絡する
- ③ 振り込む前に家族に相談する
- ④ ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせください

問消費生活センター ☎(56)4052

城陽警察署 ☎(53)0110

### コンビニで納付できます

国民健康保険料の納付については、コンビニ納付が可能です。送付される納付書を確認してください。バーコードがある納付書はコンビニで納付できますが、以下の場合にはコンビニで納付いただけません。

### 保険料の納付は口座振替で

口座振替のお申し込みについては、市内の取扱金融機関で手続きください(市外の金融機関については、お問い合わせください)。通帳、通帳届出印と平成27年度国民健康保険料納入決定・更正通知書を持参のうえ、取扱金融機関備え付けの「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、税務課納付係 ☎(56)4024へご連絡ください。「口座振替依頼書」をお送りします。※口座振替の開始は「口座振替依頼書」が市役所

### 保険料を滞納すると

に到着した月の翌月分からです。保険料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3カ月・6カ月・12カ月などに限定される短期被保険者証の交付になります。この短期被保険者証の有効期限が切れるときには、更新の通知と保険料納付のお願い、納付が困難な場合には京都地方税機構 ☎(46)6568に相談していただくようご案内しています。保険料が未納で被保険者証の有効期限が切れていても国保の資格はありますので、医療機関にかかるときは必ず事前に国保医療課窓口でご相談ください。

### 保険料の減免

また、災害やその他特別な事情がないのに納期限から1年以上保険料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付になります。資格証明書の交付を受けると、医療費はいつも全額自己負担となります。どうしても保険料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課窓口でご相談ください。

### 70歳以上の負担割合

無となったため、生活が著しく困難な人が雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人(例・拘置所などに拘禁されている人) ※所得の減少については、市の定める基準を満たした場合に限られます。 ※減免の可否については市の基準に基づき審査を行います。

### ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口負担が軽減できます。平成26年1月から城陽市国民健康保険加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある人に差額通知を送付していますので、参考にしてください。 ※お

### 保険証のカードケースを置いていきます

国民健康保険被保険者証の収納に便利なカードケースを北部、東部、南部、今池、青谷、寺田の各コミセンと地域ふれあいセンターに置いておりますので、ご自由にお持ち帰りください。

### 各種がん検診 受診費用助成券

各種がん検診を10月31日まで実施しています。国民健康保険被保険者証をお持ちの方には、国保から還付します。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書(ハガキ)」が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください(子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診の無料クーポン券が届いている人は、無料クーポン券で受診してください)。 ※無料クーポン券についての詳細は保健センター ☎(55)1111

### 特定健診が無料になります

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。対象者には個別に通知しますが、今年度から一部負担金が無料になりましたので、健康管理のために、ぜひこの機会に受診してください。

表(3)平成27年度保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	{ 33万円 } 以下
5割軽減	{ 33万円 + 26万円 × 加入者数 } 以下
2割軽減	{ 33万円 + 47万円 × 加入者数 } 以下

### 人間ドック・脳ドック受診補助の申込結果について

4月15日~24日まで募集しました平成27年度の人間ドック・脳ドック受診補助について集計を行った結果、国保加入者の人間ドック・脳ドックは、定員740人に対し1,434人、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックは、定員230人に対し555人の申し込みがありました。補助を受ける人は、国民健康保険運営協議会委員による抽選で決定しました。

抽選の際の優先順位は

- ① 平成26年度落選した人
- ② 平成26年度申込みをしていない人
- ③ 平成26年度当選したが、キャンセルした人
- ④ 平成26年度当選し、受診した人

の順です(今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申込は初めてですので、②に該当します)。

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

### 平成27年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者のドック		高齢者(75歳以上)のドック	
	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	366人	210人	117人	50人
脳ドック	221人	110人	142人	50人
人間ドック・脳ドック同時受診	847人	420人	296人	130人
合計	1,434人	740人	555人	230人